

令和3年度下半期(10月～3月事業実施分)

## ホール公演有料ウェブ配信補助事業【応募要領】

コロナ禍においても、アーティストによる文化芸術活動は、少しずつ行われるようになっていますが、ホールなど規模の大きな会場を使用した公演については、感染を懸念して会場に行くことをためらう人や、また主催者側が自主的に収容人数を制限することもあり、以前のような集客が見込めない状態が継続しています。そのため、ホール等での公演の開催数はあまり回復しているとは言えません。

そこで、文化芸術活動を生業とするプロのアーティストの収入確保、ホール等の会場で働く文化芸術を支える人々の仕事の創出、市民の文化芸術鑑賞機会の提供を目的として、ホール等に観客を入れて行う公演を有料でウェブ配信する事業を補助します。

受付期間：令和3年7月1日(木曜)から7月26日(月曜)まで

※先着順ではありません

(令和3年10月1日から令和4年3月31日の間に公演・配信する事業が対象)

### ■応募できる者(申請者)

プロのアーティストであって、

- ① 個人の場合は、神戸市内に住所を有すること
- ② グループの場合は、構成員に神戸市内に住所を有する人がいること
- ③ 団体の場合は、団体規約等に定める所在地が神戸市内であること

この補助制度にいう「プロのアーティスト」とは、主たる生計維持の方法(職業)が文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術分野(音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸等)における表現活動にあり、個人、グループ又は団体として、当該活動により対価を得た実績がある者(団体)を指します。

※グループに市内在住者を含む場合、申請上の代表者はその市内在住者の方としてください。

※同一の申請者が複数の申請を行うことはできません。

※プロのアーティストとしての活動実績を確認する書類として、過去に開催・出演した公演のパンフレット、フライヤーなどの提出が必要です。

ただし、以下のイ、ロ、ハのいずれかに該当する者は応募できません(グループ又は団体の構成員が該当する場合を含む)。

イ 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例(平成23年神戸市条例第29号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条例第2条第2号に規定する暴力団員。

ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者。

ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者。

## ■補助の対象となる事業

### (1) 以下の要件をすべて満たす文化芸術活動の公演

- ① 下記(2)に規定する会場で開催する公演であること
- ② 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに開催する公演であること
- ③ 観客を入れて行う有料公演であること
- ④ 公演を令和4年3月31日までに有料でウェブ配信すること
- ⑤ 実演芸術(実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸等)の公演であること
- ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止の各業界のガイドラインを遵守して行われること
- ⑦ 宗教的又は政治的な宣伝意図を有するものでないこと
- ⑧ 公序良俗に反するものでないこと
- ⑨ 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他の権利を侵害するものでないこと
- ⑩ その他、法令等に違反するものでないこと

※有料ウェブ配信を行わない場合は、会場使用料に対する補助も受けられません。

### (2) 補助対象事業に使用できる公演会場(施設)の要件

以下の要件をすべて満たすもの

- ① 神戸市内に所在する施設であること
  - ② 「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)」第2条に規定する「劇場・音楽堂等」に合致する施設であること
- ※「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術(実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能)の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させること目的とするもの(他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業又は性風俗関連特殊営業を行うものを除く)をいいます。
- ③ 舞台を設置していること
  - ④ 貸館として広く一般に供されていること
  - ⑤ 収容人数100人以上の施設であること
  - ⑥ 新型コロナウイルス感染拡大防止の各業界のガイドラインの遵守等、適切な感染拡大予防策を講じ運営されていること

対象となる施設の例は7ページに掲載しています。

## ■補助の対象となる経費

補助対象事業にかかる以下の①②に該当する経費のうち、領収書等で内容及び支払いが確認できるもの（消費税含む）。なお、①②ともに、他の補助金等の交付決定を受けている又は受ける予定の経費は対象外です。

① 有料ウェブ配信にかかる費用

配信用機材使用料・レンタル料、配信にかかる人件費、配信サイト登録料・手数料等

※対象外費用：物品購入費

② 公演当日の会場使用料及び会場付属設備（舞台装置・音響設備・照明設備・楽器等）使用料

※対象外費用：

- ・人件費（舞台人件費・音響人件費・照明人件費・ピアノ調律費等）
- ・控室使用料
- ・機材器具の運搬費・駐車料金
- ・チケット発券料・プレイガイド販売手数料等
- ・会場案内の看板製作費 等

## ■補助金額と補助率

① 有料ウェブ配信にかかる費用（税込）の全額（上限 20 万円）

② 公演当日の会場使用料及び会場付属設備使用料（税込）の2分の1（上限 30 万円）

ただし、要件に適合する事業の申請が多数あった場合は減額することがあります。

## ■申請の手続等

### （1）申請期間

令和3年7月1日（木曜）から7月26日（月曜）まで

※電子メール申請の場合は、7月26日23:59までに受信したものまで

※郵送申請の場合は当日消印有効

### （2）申請書類

① 補助金交付申請書（様式第1号）

② 事業計画書（様式第2号）

③ 経費内訳書（予定）（様式第3号）

④ 申請者概要（様式第4号）

⑤ プロのアーティストとしての活動実績を確認する書類（過去に開催・出演した公演のパンフレット、フライヤーなど）

※活動実績の確認書類について、電子メール申請の場合は、添付ファイル3種類程度、容量5MBまでとしてください

※申請書類は返却しません。また、補助採否に関係なく、申請にかかる一切の経費は申請者の負担とします。

### (3) 提出方法

申請書類は、下記へ電子メール又は郵送で提出してください。

電子メールアドレス：[bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp](mailto:bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp)

〒650-8570（住所記載不要）神戸市中央区加納町6-5-1

神戸市文化スポーツ局文化交流課「有料ウェブ配信補助」係

※電子メールの件名は「有料ウェブ配信補助申請」としてください。

※提出書類に不備があり、申請期間終了までに不備が補正されない場合は受付できません。

※申請書類の内容について問い合わせることがありますので、コピーをとる等必ず控えをお手元に保管してください。

## ■審査及び交付決定等

### (1) 審査方法

提出された申請書類による審査を行います。

審査にあたり、内容の説明を求められることがあります。また、事業内容や補助対象経費の内容について、協議のうえ内容を変更していただくことがあります。

審査の結果は、採否にかかわらず全ての申請者に電子メールで通知します（8月下旬以降の予定）。なお、審査の進捗・内容等についてはお答えしません。

※下半期の応募が多数であった場合、上半期に採択された方以外を優先する場合があります。

### (2) 交付決定

審査の結果、補助金を交付することが適当であると認めた場合は、交付額（概算額・上限）を決定し、通知します（9月上旬以降の予定）。

※交付決定後、事業内容（出演者、公演内容等）や実施時期などを市ホームページ等に掲載する予定です。

※事業実施の際などに市職員が実地調査を行う場合があります。ご協力ください。

### (3) 補助金の交付

交付決定後、交付決定額の5割（千円未満の端数は切捨て）を上限に、概算払を希望することができます。概算払を希望する場合は、補助金請求書（概算払）（様式第7号）を提出してください。

※既に開催が終了している事業に対しては概算払を行いません。実績報告を受けた後に確定額を支払います。

## ■事業変更・中止

交付決定後、補助事業の内容を変更する場合は、事前に補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第8号）を提出し、承認を受けてください。ただし、増額の変更申請はできません。

なお、変更内容が軽微なもの（※）と認められる場合は、変更申請手続きの必要はありません。

また、補助事業を中止しようとする場合は、補助事業中止承認申請書（様式第9号）を提出してください。

※公演日程のみの変更（対象期間の範囲内の変更に限る）又は補助金交付決定額の20%以内に収まる金額変更をいいます。軽微な変更の場合でも、必ず事前に文化交流課に報告してください。

## ■補助事業(公演・有料ウェブ配信)が終了したら

### (1) 実績報告書の提出

補助事業が完了した翌日から起算して30日以内または令和4年4月11日(月曜)のいずれか早い日に、次の資料を電子メール又は郵送により提出してください。

※電子メールの件名は「有料ウェブ配信補助報告」としてください。

- ① 実績報告書(様式第12号)
- ② 経費内訳書(確定)(様式第13号)
- ③ 以下の(ア)(イ)が確認できる領収書及び明細書の写し※  
(ア)有料ウェブ配信にかかる費用の内容、使用日  
(イ)当日の会場使用料及び会場付属設備使用料の内容、使用日
- ④ 補助事業が実施されたことが確認できる当日の公演内容がわかる写真、パンフレット、チラシ等
- ⑤ 感染防止対策を実施したことが確認できる資料(観客が密になっていない様子や、ステージと観客の距離を開けている様子、消毒液等の設置、受付の飛沫防止パーテーションの設置、マスク着用の徹底等が確認できる写真等)
- ⑥ 有料ウェブ配信の実施が確認できる画面データ(写真やハードコピー)等

※補助事業者が外部に対して支出する経費については、領収書(写し)等で確認します。領収書の宛名は補助事業者名(申請者名)であること。

※口座振込で支払う場合は、請求書及び振込明細書等を提出してください。

※③(イ)会場使用料及び会場付属設備使用料については、人件費(舞台人件費・音響人件費・照明人件費・ピアノ調律費等)を補助対象経費に含みません。支払額に人件費が含まれる場合は、明細書等の記載で区別できること。

※補助事業と関連性がわからない領収書等は、補助対象経費として認められません。

### (2) 補助金額の確定・精算

実績報告書に基づいて確定した補助金交付額(以下「確定額」という。)を通知します。通知を受けた後、補助金請求書(様式第15号)を提出してください。

概算払を受けた場合は確定額と概算払額の差額を、概算払を受けていない場合は確定額を交付します。

なお、確定額が概算払額を下回った場合、その差額を指定期日までに返還していただきます。

### (3) 補助の取消・返還

次に該当する場合は、交付決定を取り消し、交付した補助金全額を返還していただきます。

- ① 申請内容を実施する見込みがないと認められるとき、又は令和4年3月31日までに公演及び有料ウェブ配信を実施しなかったとき。また、事業途中で中止が承認された場合。
- ② 所定の期間内に実績報告書・必要書類の提出がないとき。
- ③ 実績報告書の活動内容が申請内容と著しく異なり、かつ、制度の趣旨を損なうものであると認められるとき。
- ④ 補助金の使途がふさわしくないと認められるとき。
- ⑤ その他提出された資料に虚偽のあるとき。

※開催時期の感染状況により補助事業を中止せざるを得なくなった場合は、状況を確認のうえ、支出が発生した実績分についてのみ補助対象経費として認定し、補助金を支払います。

## ■その他

公演のフライヤー・ポスター・パンフレット・ウェブサイト等を作成する場合は、「神戸市ホール公演有料ウェブ配信補助対象事業」と記載してください。（補助金交付決定通知書を受け取る前に作成等を行うときは（申請中）としてください。

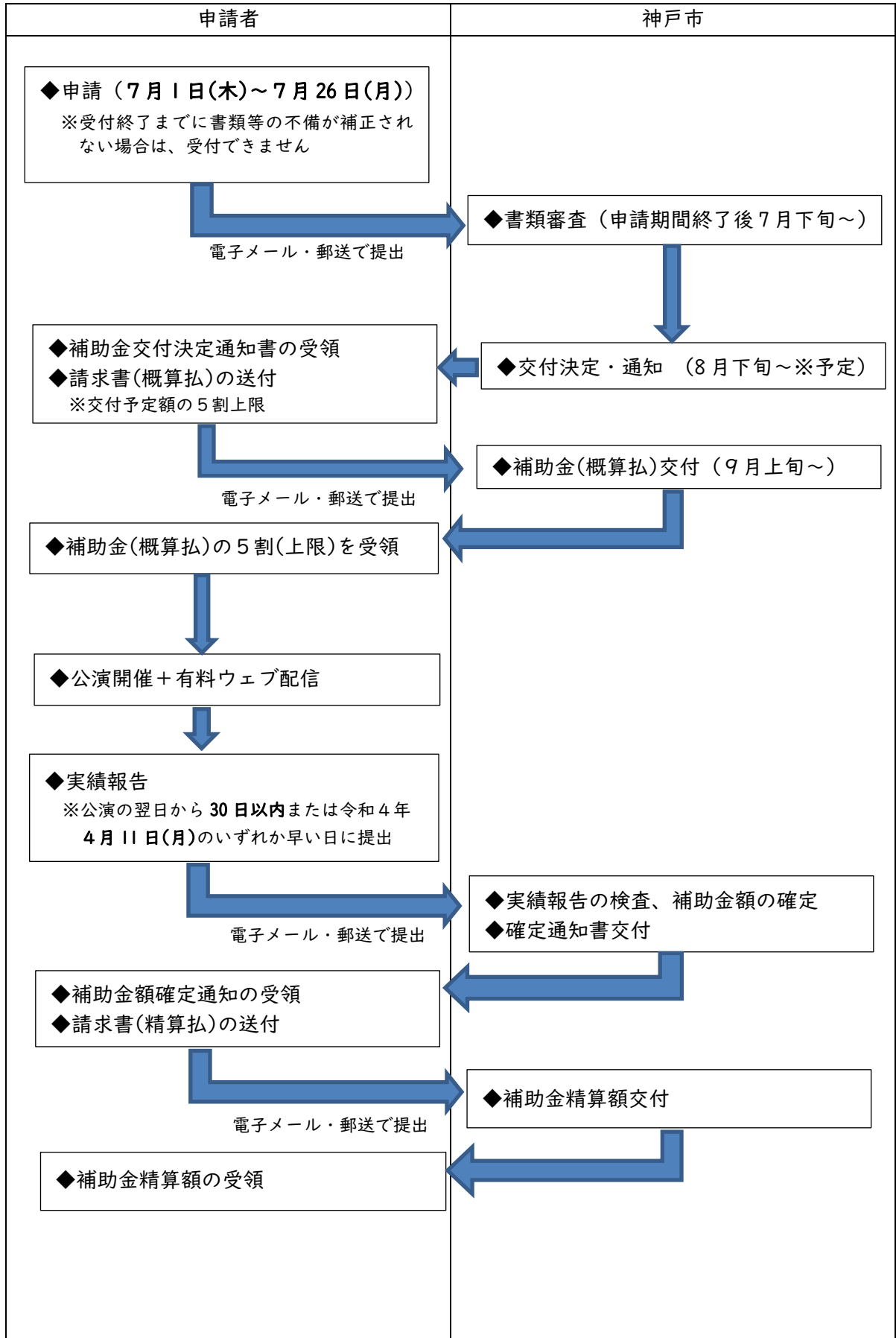
## ■問い合わせ先

電子メールアドレス：[bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp](mailto:bunka-katsudou@office.city.kobe.lg.jp)

神戸市文化スポーツ局文化交流課「有料ウェブ配信補助」係

TEL：078-322-6598

## ■手続きの流れ



## 参考) 対象施設の例

下記施設以外で要件に該当するものがあれば対象となる場合がありますので、神戸市文化スポーツ局文化交流課（TEL：078-322-6598）にお問い合わせください。施設に対して、この補助金の申請手続きに関するお問合せをされることはご遠慮ください。

なお、対象施設がウェブ配信に必要な設備を備えているとは限りませんので、ご注意ください。

### ○ 神戸市や神戸市の外郭団体の施設

- ・神戸文化ホール 大ホール・中ホール
- ・東灘区文化センター大ホール(うはらホール)
- ・灘区民ホール大ホール
- ・神戸アートビレッジセンター KAVCホール
- ・長田区文化センター別館 ピフレホール
- ・垂水区文化センター レバンテホール
- ・北区文化センター大ホール(すずらんホール)
- ・北神区文化センター大ホール(ありまホール)
- ・西区文化センター大ホール(なでしこホール)
- ・神戸ファッション美術館 オルビスホール
- ・神戸国際会議場 メインホール
- ・神戸市産業振興センター ハーバーホール
- ・神戸ポートオアシス ホール
- ・シーサイドホテル舞子ビラ あじさいホール
- ・パティオホール
- ・布引ハーブ園 森のホール
- ・神戸北野工房のまち 講堂
- ・生田文化会館 大ホール

など

### ○ 兵庫県や兵庫県の外郭団体の施設

- ・兵庫県民会館 けんみんホール
- ・兵庫県立文化体育館 多目的ホール・小ホール

など

### ○ 民間の施設

- ・神戸国際会館 こくさいホール
- ・神戸三宮シアター・エートー
- ・神戸新聞松方ホール
- ・ポートピアホール
- ・神戸新開地・喜楽館
- ・上田能楽堂
- ・湊川神社神能殿
- ・ジーベックホール
- ・神戸芸術センター 芸術劇場・ショパンホール・プロコフィエフホール・シューマンホール
- ・神戸CASHBOX
- ・I O O B A Nホール
- ・神戸煉瓦倉庫K-wave
- ・神戸チキンジョージ
- ・神戸VARIT
- ・神戸ラピスホール
- ・Stage Felissimo
- ・Art Theater dB Kobe
- ・神戸酒心館ホール

など